

IKET

KOMATSU
DOBOKU TSUSHO
KANAMOTO ALLIANCE GROUP

Total Protection Plan



小松土木通商 総合補償制度のご案内

[2023年9月1日改定]

もしも、小松土木通商のレンタカーで事故を起こしたら

東京海上日動 カナモトグループ専用フリーダイヤル
ジコハハヤク

☎0120-458-889

365日・24時間電話対応

※自動車事故に限ります。
※詳細はP14ページに。



この冊子には小松土木通商総合補償制度についての大切なことがらが記載されております。ご一読いただいた後は、大切に保管してください。

はじめに

ユーザーの皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は株式会社小松土木通商に格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

さて、建設業界を取り巻く経営環境は、資材の高騰と人手不足に加えまして、
頻発しております建設機械等の盗難事故や、複雑化、高額化する事故の賠償責任
への対応などにより、企業経営のリスクが増大しております。

弊社ではユーザーの皆様の負担を最大限軽減すべく、総合補償制度を設けて
おりますが、この度、ユーザーの皆様へ「よりお役に立ち、わかりやすい制度」
を目指し、補償内容の一部変更を含め、本パンフレットの内容を変更いたしました。

弊社のレンタルサービスと小松土木通商総合補償制度を併せてご利用いただきま
すことにより、皆様の建設機材調達や事故処理など現場運営のお役に立つよう努
めてまいります。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社小松土木通商

目 次

■ 小松土木通商総合補償制度について	2
■ 補償内容	3
■ 自動車補償	4
■ 動産補償	7
■ 賠償責任補償	9
■ 小松土木通商総合補償制度共通対象外規定	12
■ ご注意	13
■ 万一事故が起こったときは	14
■ 補償料単価およびお客様ご負担金	15
■ 参考資料	16
■ メモ記載欄	17
■ 事故報告書 お客様提出用（登録 NO. なし）	18
■ 車両事故報告書 お客様提出用（登録 NO. 付）	19

※この「小松土木通商 総合補償制度のご案内」は法人及び個人事業者向けとなっております。

小松土木通商総合補償制度について

小松土木通商総合補償制度は、弊社のレンタルサービスをご利用されますお客様には、必ずご加入いただくこととなっております。但し、一部対象外機種がございます。

小松土木通商総合補償制度の補償概要

小松土木通商総合補償制度の内容は大きく下記の3種類に分けられます。

自動車補償

レンタル車両使用中に車両損害事故および賠償責任事故が発生した場合のサービスを提供します。



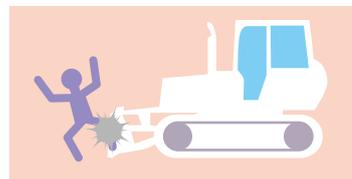
動産補償

レンタル機械使用中に発生した不慮の事故による損害が発生した場合のサービスを提供します。



賠償責任補償

レンタル機械使用中に第三者へ損害を与え、法的に損害賠償請求が発生した場合のサービスを提供します。
(搭乗できる自走式建設機械に限る)



〈対象外の機種及び工事・作業〉

- 機種…小物類 (2インチ水中ポンプ、ハンドツール等)、敷鉄板他。
- 工事・作業…船上作業、海上工事、トンネル工事の事故など
危険が予想される工事・作業現場の事故。

- ① 対象外機種および工事・作業では、補償の対象となりません。
- ① 船上作業、海上工事以外、盗難・賠償事故は対応可能。
詳細は弊社営業担当へお問い合わせ下さい。

各補償のサービス概要 (安心サービス・緊急サービス)

(1) 安心サービス……基本的に費用のご負担はございません。^{注1}

レンタル機械および車両使用中における第三者に対する賠償責任事故やレンタル車両に搭乗中の方が事故によりケガをされた場合等がサービス対象となります。

(2) 緊急サービス……機種により別途「補償料」設定がございます。

レンタル機械および車両が全損・部分損事故又は盗難事故となった場合には、代替機種および修理サービスを提供いたします。

- ① 各補償 (自動車・動産・賠償責任) のサービス詳細につきましては、パンフレット4~11ページをご参照下さい。

【補償期間】 弊社出庫日から弊社入庫日までの期間の全日数を補償いたします。

【補償料】 15ページ「補償料単価およびお客様ご負担金」をご参照下さい。

- ① 上記補償期間全日数分を請求させていただきます。

【お客様ご負担金】 補償対象事故発生の際、1事故毎、補償の目的毎にお客様にご負担頂く金額です。

(1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。)

※同一現場における2回目以降の盗難事故のお客様ご負担金は2倍になります。

※1ヶ月以内に同一のお客様・現場にて同じ運転者様が2回以上の事故を起こした場合、お客様ご負担金は2倍になります。

【休業補償】 レンタル機械および車両の全損・修理期間中の休業損害については別途請求させていただきます。

【被補償者】 補償制度に加入して頂いたお客様や、弊社およびお客様が使用を許可した下請業者様等。ただし、会社の許可なく従業員がレンタル機械を私的使用した際に発生した事故等は被補償者に該当しません。

【第三者】 被補償者が偶然な事故により損害を与え、法的な賠償責任を負担しなければならない場合、その対象となる他人。

【保険契約】 小松土木通商総合補償制度の「安心サービス」につきましては、当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供いたします。

補償内容

■自動車補償制度

対象機種	補償内容 詳細は4～6ページ参照		お客様ご負担金 (1事故)	
レンタカー (ライトバン、軽ダンプ、 軽ワゴン、1BOXバン、 ダンプカー、クレーン付トラック、 高所作業車(トラック式)、 散水車、トイレカー等)	対人賠償責任	無制限	0円	
	対物賠償責任	1,000万円	5万円	
	人身傷害	3,000万円	0円	
	車両損害	代替機種および 修理サービス	部分損	10万円～20万円
			全損・盗難	30万円～90万円
登録ナンバー付建設機械 (タイヤショベル、タイヤローラー 等)	対人賠償責任	無制限	0円	
	対物賠償責任	1,000万円	5万円	
	人身傷害	3,000万円	0円	
	車両損害	代替機種および 修理サービス	部分損	10万円～30万円
			全損・盗難	30万円～90万円

- ① お客様ご負担金の消費税は別途申し受けます。
 ② 再レンタル車両に関する各補償は、当該車両所有会社の補償制度を適用させていただきます。
 ③ 自動車補償の増額をご希望の際は、弊社営業担当へご相談下さい。
 注1.自動車補償制度を増額される際は、別途「増額補償料」設定がございます。

■動産補償制度

対象機種	補償内容 詳細は7～8ページ参照	お客様ご負担金 (1事故)
一般建設機械 (登録ナンバー付車両および什器備品・ 事務機器・対象外機種等を除く)	レンタル中の機械に破損・汚損・盗難 等偶然な事故による損害が発生した 場合に代替機種および修理サービス を提供いたします。	部分損害事故 3万円～45万円 全損・盗難事故 10万円～120万円

- ① お客様ご負担金の消費税は別途申し受けます。

■賠償責任補償制度

対象機種	補償内容 詳細は9～11ページ参照	お客様ご負担金 (1事故)
自走式建設機械 (油圧ショベル、ブルドーザー、 フィニッシャー、タイヤローラー等、 登録ナンバーがない車両等) ① 登録ナンバー付車両および建設 機械は、自動車補償の対象となり ます。	被補償者がオペレーションミス等により、 人を死傷させたり、物を破損した等、法律 上の賠償責任が発生した際、お客様が負 担する損害賠償金の補償を受けられます。	対人：0円 対物：10万円
	対人賠償	5,000万円／1名 1.3億円／1事故
	対物賠償	1,000万円／1事故

- ① 対物賠償費用についてはお客様にて立替支払後、お客様ご負担金を控除した金額を返金させていただきます。



自動車補償

〔自動車補償〕 レンタル車両使用中に車両損害事故および賠償責任事故が発生した場合にお役に立ちます。

■補償内容

《安心サービス》

	対象機種	
	レンタカー	登録ナンバー付建設機械
	ライトバン、軽ダンプ、軽ワゴン、1BOXバン、RV車、ダンプカー、クレーン付トラック、高所作業車(トラック式)、散水車、トイレカー等	タイヤショベル、タイヤローラー等
対人賠償責任	無制限	
対物賠償責任	1,000万円	
人身傷害	3,000万円	

- ① 再レンタル車両に関する各補償は、当該車両所有会社の補償制度を適用させていただきます。
 - ① 小松土木通商総合補償制度の「安心サービス」につきましては、当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供いたします。
 - ① 自動車補償の増額等をご希望の際は弊社営業担当へご相談下さい。
- 注1.自動車補償制度を増額される際は、別途「増額補償料」設定がございます。

《緊急サービス》

	車両全般
車両損害	全損・部分損害事故又は盗難事故となった場合には、代替機種および修理サービスを提供いたします。

■お客様ご負担金

	対象機種	
	レンタカー	登録ナンバー付建設機械
	ライトバン、軽ダンプ、軽ワゴン、1BOXバン、RV車、ダンプカー、クレーン付トラック、高所作業車(トラック式)、散水車、トイレカー等	タイヤショベル、タイヤローラー等
対物賠償責任	5万円	
車両損害(部分損害)	10万円～20万円	10万円～30万円
車両損害(盗難・全損)	30万円～90万円	30万円～90万円

① 同一現場で2回以上盗難事故が発生した場合には、お客様ご負担金は2倍となります。

■補償対象事故

《対人賠償責任補償》

レンタル車両を通常の運転中に、**※a 第三者(他人)の身体**に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任(対人賠償責任補償で定める補償範囲内)の補償を被害者1名につき補償限度額を限度に受けられます。

《対物賠償責任補償》

レンタル車両を通常の運転中に、**※a 第三者(他人)の財物**に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任(対物賠償責任補償で定める補償範囲内)の補償を1事故につき補償限度額を限度に受けられます。

※a 通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意又は、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

〔自動車補償〕 次ページへ続く ▶

▶ [自動車補償] 補償対象事故の続き

《人身傷害補償》

レンタル車両に搭乗中の事故でケガによる治療費・休業損害あるいは死亡・後遺障害による逸失利益・精神的障害等、補償を受けられる方1名について、過失割合にかかわらず、補償限度額を限度に実際の損害額の補償を受けられます。^{※b}業務外のプライベート使用の場合、車両借用願および人身傷害サービスご利用確認書の提出が必要となります。また、健康保険やその他保険の優先使用を前提とさせていただきます。

※b 相手の方からの賠償金や、労働災害補償制度等による給付がある場合は優先使用を前提とさせていただきます。

《車両損害補償》

1. レンタル車両を**通常の運転中に発生した事故**による損害。
2. レンタル車両を保管中および使用中における**火災**による損害（地震を原因とする火災を除く）。
3. レンタル車両を保管中および使用中における**風水災**による損害。
4. レンタル車両を保管中および使用中における**盗難**による損害。
5. レンタル車両を保管中および使用中における**いたづら**による損害。

●●● 補償対象事故例 ●●●

1. 交差点内を青信号で直進した際、右折して来た対向車と接触し、双方破損してしまった（対物/車両損害補償）。
2. 雨天高速道路走行中、わだちハンドルをとられ側壁に接触し、車体を破損させてしまった（車両損害補償）。
3. 車両走行中、飛び出してきた通行人と接触しケガを負わせてしまった（対人賠償責任補償）。
4. 車に搭乗中交差点内で対向車に接触し、入院したために治療費や休業損害が発生した（人身傷害補償）。

■ **主な補償対象外事故**

12ページ「小松土木通商総合補償制度共通対象外規定」参照。

《対人賠償責任補償・対物賠償責任補償》

1. 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害。
2. 事故を起こした人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
3. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。^{※c}
4. 運転者の会社（JV および共同作業従事者を含む）および使用人が所有・使用・管理する財物の破損損害。
5. お客様の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）。
6. 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。
7. 所轄警察へ事故届けが出されていない場合。

※c 他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。

《人身傷害補償》

1. レンタル車両の運行に起因しない事故により生じた傷害。
2. 無免許運転又は酒酔い、麻薬等の影響により、正常な運転ができない恐れがある状態で運転している場合にその本人について生じた傷害。
3. 自殺やけんか、又は犯罪等によってその本人について生じた傷害。
4. 対象自動車の使用について、被補償者の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故。
5. 補償を受けられる方の故意または重大な過失により補償を受けられる方本人に生じた傷害。
6. 補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた傷害。
7. 正規の乗車装置以外（バケット内・荷台等）に乗車中の事故による傷害。

▶〔自動車補償〕補償対象外事故の続き

《車両損害補償》

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）。
2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
3. 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用（クレーンの吊上げ重量制限を越えた等）、および不適当な使用（用途外使用）による損害。
4. 移動式クレーンにて吊り作業中に起きた横転による損害。
5. 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害。
6. タイヤ等消耗品、ライト等、荷台およびあおりの単体損害。
7. トランスミッション（変速機）単体の損害。
8. クラッチ板等の摩耗焼付による単体の損害。
9. 過積載による事故。積荷の不完全な固定、積載方法の不備、高さ制限表示違反等による事故の損害。
10. 許容荷重を超えた作業や、高所作業車のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害。
11. 取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等（事故が予見できる行為）。
12. お客様の誤った操作に起因する電氣的・機械的な損害（エンジン焼付け等）。
13. 欠陥・磨耗・腐食・塩害・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害。
14. 凍結による損害（凍結によるスリップ事故は除く）。
15. 詐欺、横領による損害。
16. 所轄警察へ事故届けが不出されしていない場合。
17. 部品の部分盗難（タイヤ、バッテリー、ナンバープレートのみ盗まれた等）。
18. 回送費用・入れ替え費用および転落事故等による車両の引き上げ費用（クレーン代等）。
19. クレーン付車・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害。
20. 塗料、生コン、アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害。
21. 軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかったことによる損害。
22. オイル不足やオーバーヒート等によるエンジン焼付け等。
23. 燃料の種類および混合比を間違えたことによるエンジン焼付け。
24. 燃料・油種・アドブルー等の入れ間違いおよび誤った使用による機械的な損害（エンジン焼付け等）。
25. 携帯電話等保持・使用による事故（ながら運転）。



例 欠陥・磨耗・腐食・塩害・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害。

❗ 弊社の補償制度は一般の車両保険の補償内容とは、相違する場合がございます。

●●● 補償対象外事故例 ●●●

1 クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。



2 軟弱地盤において、敷板を使用しなかったために、アウトリガージャッキを破損してしまった。

3 レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。

4 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。

5 エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。

6 レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった。





動 産 補 償

〔動産補償〕 レンタル機械使用中に発生した不慮の事故による損害が発生した場合にお役に立ちます。

《緊急サービス》

■補償内容 代替機種および修理サービスを提供いたします。

■お客様ご負担金

部分損害事故……………1事故につき3万円～45万円

全損／盗難事故……………10万円～120万円

① 同一現場で2回以上盗難事故が発生した場合には、お客様ご負担金は2倍となります。

■補償対象事故

1. レンタル機械の**通常作業中に発生した事故**^{※d}による損害。
2. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における**火災**による損害（地震を原因とする火災を除く）。
3. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における**盗難**^{※e}による損害。
4. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における**いたずら**による損害。
5. レンタル機械の**運送中の事故**による損害。
6. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における**風水災**による損害。

※d 通常作業中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故。故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※e 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難被害として受理された事故です。

●●● 補償対象事故例 ●●●

1 作業中に油圧ショベルが操作ミスで横転し、キャビン
を破損してしまった。

2 現場に置いてある建設機械
が盗難されてしまった。

3 運送中、誤って建設機械を
荷台から落としてしまい破
損してしまった。
(不完全な固定等を除く。)

4 現場で保管していた油圧
ショベルが放火され、全焼
してしまった。



5 油圧ショベルで作業中、
誤ってアームをぶつけてし
まい破損してしまった。

▶【動産補償】の続き

■ **主な補償対象外事故** 12ページ「小松土木通商総合補償制度共通対象外規定」参照。

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）。
2. 詐欺・横領、強盗等犯人が特定できる犯罪による損害。
3. 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害。
4. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
5. 移動式クレーンにて吊り作業中に起きた横転による損害。
6. バケット、ツース等消耗品やライト等の単体損害。
7. 凍結による損害（凍結によるスリップ事故は除く）。
8. お客様の誤った操作に起因する電氣的・機械的な損害（エンジン焼付け等）。
9. 欠陥・摩耗・腐食・塩害・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害。
10. 塗料、生コン、アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害。
11. 燃料の種類および混合比を間違えた事による、エンジンの焼付け損害。
12. 所轄警察へ盗難届けが出されていない場合。
13. 置き忘れ、紛失による損害。
14. 部品の部分盗難（バッテリーのみ盗まれた等）。
15. ガラス・ゴムクローラー・ゴムベルト・タイヤ等、荷台およびあおりの単体損害。
16. 船上作業、海上工事、トンネル工事の事故
（船上作業、海上工事以外、盗難は対応可能）。
17. 対象外機種の事故。
18. 回送費用・入れ替え費用および転落事故等による機械の引き上げ費用（クレーン代等）。
19. 危険行為による損害（事故が予見できる行為）。
20. 許容過重を超えた作業や、高所作業台のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害。
21. オイル不足やオーバーヒート等によるエンジン焼付等。
22. 燃料・油種・アドブルー等の入れ間違いおよび誤った使用による機械的な損害（エンジン焼付け等）。
23. 河川等、水中での作業及び移動中に発生した水没による損害。
24. 過積載による事故。
25. 運送中の機械の不完全な固定、積載方法の不備・高さ制限表示違反等による事故の損害。



例 燃料の種類及び混合比を間違えエンジンの焼付けを起こした。



例 置き忘れ、紛失による損害。

●●● 補償対象外事故例 ●●●

1 クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーにより、アームを破損してしまっ

2 クレーン仕様でない油圧ショベルで吊上げ作業を行い、アームが曲がってしまった。

3 油圧ショベルで作業中にバケット内の土砂が落下し、自機のガラスだけを破損させてしまった。

4 油圧ショベルのバケットで杭打ち作業を行い、シンダーが曲ってしまった。

5 台風が来ることがわかっていながらも関わらず、ハウスの転倒防止対策（養生）をせず横転し、破損してしまった。



総合補償制度について

自動車補償

動産補償

賠償責任補償

総合補償制度共通対象外規定

事故が起きたとき

補償料単価およびご負担金



賠償責任補償

〔賠償責任補償〕 レンタル機械使用中に第三者へ損害を与え、法的に損害賠償請求が発生した場合にお役に立ちます。(搭乘できる自走式建設機械に限る)

《安心サービス》

■ 補償金額

- 対人 1 名 …………… 5,000万円
- 1 事故 …………… 1.3億円
- 対物1事故 …………… 1,000万円

①小松土木通商総合補償制度の「安心サービス」につきましては、当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供いたします。

■ お客様ご負担金

- 対 人 …………… なし
- 対 物 …………… 10万円／1事故

■ 補償対象事故

レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任補償で定める範囲内）の補償を受けられます。

1. お客様およびお客様の現場において同様の保険に加入されている場合、※f その保険を優先させていただきます。(弊社指定『現場保険確認書』の提出が必要)
2. 人身事故の場合、自動車保険、自賠責保険、労災保険、労災上乗せ保険の優先使用を前提とさせていただきます。
3. 示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様で進めていただきます。弊社へ届け出無しに示談された場合、補償できない場合がございます。
4. 対物賠償費用については、お客様にて立替支払後、お客様ご負担金を控除した金額を返金させていただきます。

※f 同様の保険とは、労働者災害保険(労災)、各種賠償責任保険(請負業者賠償責任保険等)、工事保険(現場保険)等を指します。

●●● 補償対象事故例 ●●●

- 1 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけ破損させてしまった。



- 2 ローラーで作業中、操作を誤って下請け人にケガをさせた。



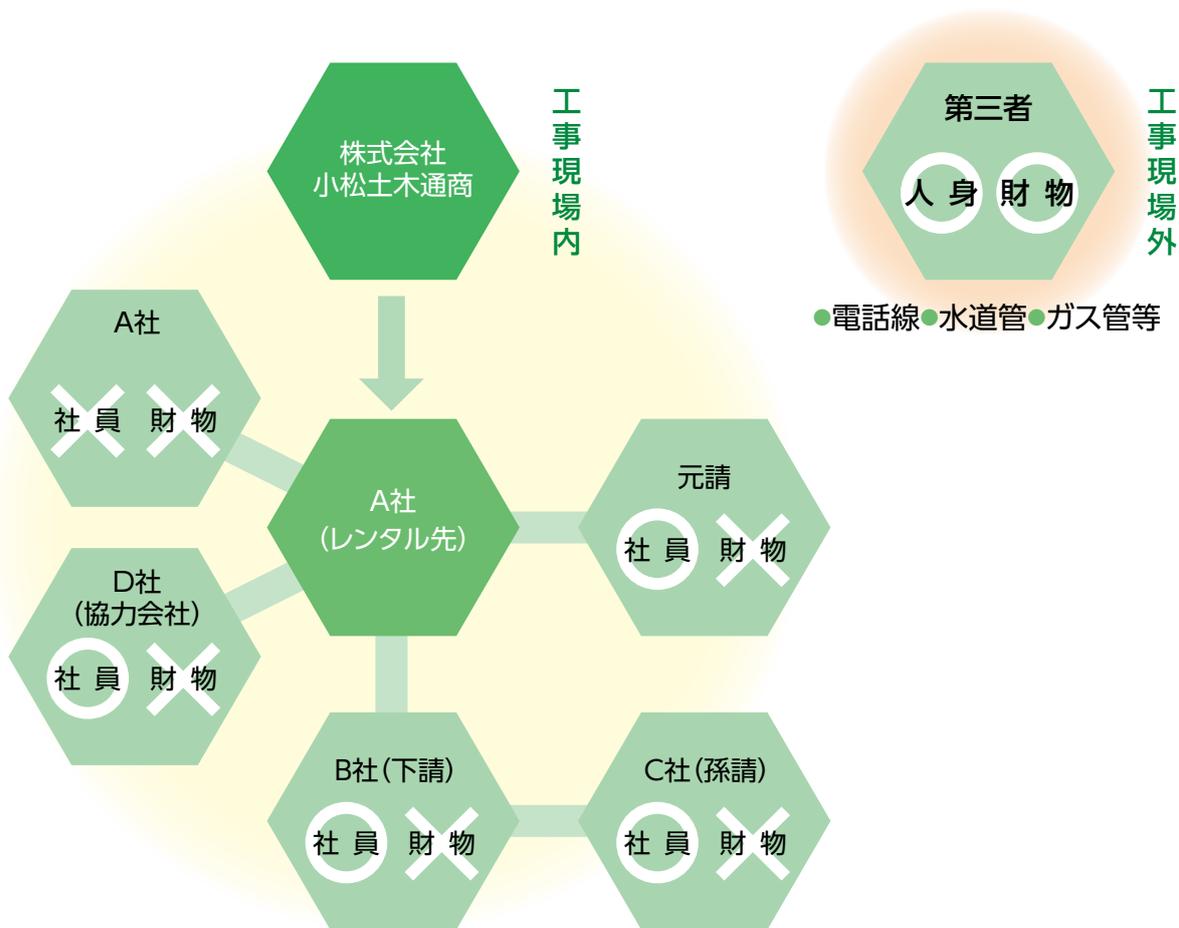
- 3 水道工事以外の現場で油圧ショベルにて掘削中、誤って地中の水道管を破損してしまった。

- 4 クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまった。

〔賠償責任補償〕 次ページへ続く ▶

▶ [賠償責任補償] の続き

■ 賠償責任補償の適用範囲解説



上図において適用される範囲
株式会社小松土木通商からA社へ機械をレンタルした場合

オペレーター	適用範囲	
	人身 (従業員)	財物 (会社所有)
A社 社員	B・C・D (A社社員以外)	第三者の財物のみ (A~Dは全て対象外)
B社 社員	A・C・D (B社社員以外)	
C社 社員	A・B・D (C社社員以外)	
D社 社員	A・B・C (D社社員以外)	

●●● 適用される範囲の例 ●●●

- A社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。 × 対象外
- A社のオペレーターがB社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。 ○ 対象
- A社のオペレーターがA社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。 × 対象外
- A社のオペレーターがB社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。 × 対象外
- B社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。 ○ 対象
- A社のオペレーターが小松土木通商の機械で、A社が小松土木通商以外からレンタルした機械を破損させてしまった。 × 対象外
- A社のオペレーターが小松土木通商の機械で、B社が小松土木通商以外からレンタルした機械を破損させてしまった。 × 対象外

① 上記適用範囲図および例示はあくまでも一例であり、実際の事故毎で、請負契約の形態・賠償責任関係を精査の上、適用判断させていただきます。

[賠償責任補償] 次ページへ続く ▶

▶ [賠償責任補償] の続き

■ 主な補償対象外事故

12ページ「小松土木通商総合補償制度共通対象外規定」参照。

1. 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害。
2. 事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
3. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。*g
4. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合（他社の自動車を破損した等）。
5. 加入者の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）。
6. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。
7. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、
 - イ) 土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物（収容物等含む）、植物および土地の損害について負担する損害賠償責任。
 - ロ) 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任。
8. ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故。
9. 重大な法令違反によって生じた損害。

*g 他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。



例 登録ナンバーのない自走式建設機械で公道を自走中、車と衝突し、相手の車が大破してしまった。

●●● 補償対象外事故例 ●●●

1 強風によりハウスが転倒し、第三者の車が破損してしまった。

4 油圧ショベルで下請けのダンプに残土の積み込みを行っていた際、誤ってダンプのボディを破損させてしまった。



2 事故を起こした人と死傷した被害者が会社同僚の場合。



3 油圧ショベルが転倒し、作業現場前のレストランの入口をふさいでしまい、休業損害を求められた。



小松土木通商総合補償制度共通対象外規定

1. 「小松土木通商総合補償制度」に加入されていない場合。
2. 被補償者業務に従事中の使用人に対する損害。
3. 被補償者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定或いは取り決めがある場合、その約定或いは取り決めにより加重された賠償責任。
4. 無断で転貸し、発生した損害。
5. 故意、重大な過失または、飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。
6. 詐欺・横領・強盗等犯人が特定できる犯罪による損害。
7. 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為。
8. 差押え・徴収・没収・破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害。
9. じんあい・騒音・核汚染等によって生じた損害。
10. 有害物質（アスベスト類）飛散による損害。
11. 放射能汚染による損害。
12. 水没・埋没等で現物の回収が困難であり、実損害が確認できない場合。
13. 地震・噴火・津波によって生じた損害。
14. 風水災事故が予見できたのに回避義務を怠った事による損害。
15. 置き忘れ・紛失等による損害。
16. 事故に関わる間接損害。 ※h
17. 常時地面に接する部分の損害。
18. メーカーの指定する燃料・油種・アドブルー以外を使用して発生した損害。
19. レンタル機械および車両を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行った事による事故の損害。
20. 弊社の「建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書」の条項に違反して使用された場合による事故。
21. 無免許・免許条件違反・無資格（技能講習・特別教育未修了者含む）運転等による事故の損害。
22. 事故発生時の連絡が遅延した時、「小松土木通商総合補償制度」の補償が受けられない場合があります。
23. 日本国外で発生した事故、等。
24. お客様が運転中の自動車・建設機械操作ミス等により現場内留め置き機械（弊社レンタル車両・建設機械）に生じた損害。
25. 各補償の補償限度額を超過する部分の損害（被害者との示談等には、当社は一切関与しません）。
26. 事故の状況が確認できる現場写真等が無く、事故発生時の状況が確認できなければ、「小松土木通商総合補償制度」の補償を受けられない場合があります。
27. 急激、偶然、外来的要因が無い損害（事故では無く故障とみなされる損害）。

※h 事故発生時のレンタル機械および車両の入替費用、代替レンタル機械および車両のレンタル料金、事故レンタル機械および車両修理期間休業補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。



例 飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。



例 詐欺・横領・強盗等犯人が特定できる犯罪による損害。



例 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為。



例 地震・噴火・津波によって生じた損害。



ご注意

1. 「小松土木通商総合補償制度」は加入されたお客様のみ補償されます。
2. この補償制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
3. 現場状況等により、「小松土木通商総合補償制度」の加入をお受け致しかねる場合がございます。
4. お客様にて事故状況が把握できる写真を撮影頂き、弊社へご提供をお願いします。
5. 車載型事故記録装置（ドライブレコーダー）が搭載されている車両にて事故があった場合、記録された映像を確認させていただきます。
6. お客様ご負担金とは事故発生時にお客様にご負担頂く金額です。
7. 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出て下さい。
届出を怠りますと、補償対象とならない場合がございます。
8. 盗難事故の場合、警察が「盗難被害」として扱っていることが補償の条件です。
9. 事故発生時はただちに弊社にご連絡下さい。遅れると補償できない場合がございます。
10. 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要といたします。
万一、弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対しての補償はいたしかねます。
11. 日常点検はお客様が実施して下さい。
12. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用、およびその修理が原因で生じた損害にかかる費用はお客様のご負担となります。
13. 各補償制度の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担となります。
14. 補償内容に、休業損害は含まれておりません。
15. レンタル機械および車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。
16. 再レンタル機械に関する各補償は、当該機所有会社の補償制度を適用させていただきます。
17. この補償制度のご案内に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準ずるものとします。
18. この「小松土木通商総合補償制度のご案内」は、予告なく内容を変更する場合がございます。

「小松土木通商総合補償制度」に関してご不明な点がある場合は、弊社営業担当へお問い合わせ下さい。



万一事故が起こったときは

1 まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2 路上等の危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。また、物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

3 警察へ事故の届出を

- (1) 自動車事故の場合は必ず警察へ届けて下さい（人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。公道上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。）。
- (2) 盗難事故（車両・機械等）の場合は必ず警察へ「盗難被害」として届出をして下さい。
- (3) その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をして下さい。

4 ただちに弊社営業所までご連絡を（P.18、P.19の事故報告書をご利用下さい）

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡下さい。

- (1) 事故発生の日時
- (2) 事故発生の場所
- (3) お客様の氏名・住所・連絡先（TEL、FAX、担当者名） 運転者氏名・お客様との関係・運転免許証または資格証のコピー、事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
- (4) 事故の状況（交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も）
- (5) 相手の住所、氏名、会社名、電話番号等
 - ①物損事故…車 両 損 害 の 場 合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
 - ②人身事故…ケガの内容、病院名、電話番号
- (6) 搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
 - ①人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをして下さい。

- (7) 相手がいる事故の場合は
東京海上日動・カナモトグループ専用事故受付センター

フリーダイヤル: **0120-458-889**にご連絡下さい。

① 自動車及び登録No付建機車の事故に限る（車両単独事故・車両の故障は除く）

《ご注意!!》当事者間での示談交渉は、絶対になさらないようお願いします。

万一、当事者間で示談交渉をされてしまわれた場合、補償対象外となる可能性がございます。補償対象となった場合でも、示談内容全てを補償できるとは限りませんのでご注意ください。

個人情報使用の目的について

弊社が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- (2) 借受人に、レンタカーおよびこれらに関連したサービスの提供をするため。
- (3) 借受人の本人確認および審査をするため。
- (4) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工したデータを作成するため。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願いします。



補償料単価およびお客様ご負担金

分類	機種	補償料 (円/日)	部分損/お客様ご負担金 (円/1機種)	全損・盗難/お客様ご負担金 (円/1機種)
レンタカー	軽車両(ワゴン・ダンプ・トラック)	400	100,000	300,000
	ライトバン	400	100,000	300,000
	2Tトラック	600	150,000	450,000
	2T低床ダンプ	700	150,000	450,000
	2Tダンプ	700	150,000	450,000
	2Tダンプ Lゲート	700	150,000	450,000
	2Tダンプ 4WD	700	150,000	450,000
	2T三転ダンプ	700	150,000	450,000
	2Tクレーン付トラック	800	200,000	600,000
	4Tクレーン付トラック	800	200,000	600,000
	3Tダンプ	700	150,000	450,000
	4Tダンプ	800	150,000	450,000
	4Tダンプ Lゲート	800	150,000	450,000
	4T三転ダンプ	800	150,000	450,000
	4T散水車	800	200,000	600,000
高所作業車 (トラック搭載タイプ)	スカイマスター(9.9~12m)	900	200,000	600,000
	スカイマスター(16~17m)	1,000	200,000	750,000
	スカイマスター(20~27m)	1,100	200,000	900,000
その他車両	0.4mタイヤショベル	500	200,000	600,000
	1.2mタイヤショベル	800	250,000	750,000
	3.0mタイヤショベル	1,000	300,000	900,000
	スーパーデッキ 12m	1,000	200,000	600,000
	橋梁点検車	1,200	200,000	900,000
油圧ショベル	0.03~0.1㎡	400	120,000	400,000
	0.03~0.07㎡(超小旋回)	400	120,000	400,000
	0.12~0.2㎡	500	150,000	550,000
	0.12㎡(超小旋回)	500	180,000	550,000
	0.2㎡(超小旋回)	500	250,000	700,000
	0.3㎡(後方小旋回)	600	250,000	700,000
	0.3㎡(超小旋回)	600	300,000	750,000
	0.45㎡	700	300,000	850,000
	0.45㎡(超小旋回)	700	350,000	850,000
	0.7㎡	900	350,000	1,100,000
	0.7㎡(後方小旋回)	900	350,000	1,100,000
0.7㎡15mスーパーロング	1,200	450,000	1,200,000	
ブルドーザー	D30クラス	700	300,000	600,000
	D60クラス	1,200	400,000	1,000,000
	モーターグレーダー3.1m	800	400,000	1,000,000
舗装機械	1.5tコンバインドローラー	300	100,000	300,000
	2.5tコンバインドローラー	400	100,000	300,000
	3.5tコンバインドローラー	400	100,000	350,000
	10tタイヤローラー	800	200,000	600,000
	アスファルトフィニッシャー(3.2m)	900	250,000	550,000
	アスファルトフィニッシャー(4.5m)	900	300,000	650,000

1) 上記以外については弊社営業担当にご確認願います。 2) 消費税は別途申し受けます。

〈参考資料〉

自動車運転免許区分一覧表

自動車	車両総重量	最大積載量	乗員定員	公道走行時の運転免許
大型自動車	11t以上	6.5t以上	30人以上	大型免許
中型自動車	11t未満	6.5t未満	29人以下	中型免許
	8t未満	5t未満		中型免許(8t限定)
準中型自動車	7.5t未満	4.5t未満	10人以下	準中型免許
	5t未満	3t未満		準中型免許(5t限定)
普通自動車	3.5t未満	2t未満		普通免許

※平成29年(2017年)3月12日に道路交通法が改正され「準中型免許」が新設されました。

自動車を運転される際は、自動車に対して該当する運転免許か、必ずご確認くださいませようお願いします。

代表的な資格一覧表

機種名	区分	公道上での運転資格	資格区分
油圧ショベル(クローラ式)	機体質量3t未満	—	特別教育 技能講習
	機体質量3t以上		車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)
アームクレーン付*	最大吊上げ荷重1t未満	—	特別教育
	最大吊上げ荷重1t以上5t未満		技能講習
解体用アタッチメント	機体質量3t未満	—	特別教育
	機体質量3t以上		技能講習
ホイールローダ	機体質量3t未満	小型特殊及び 大型特殊免許	特別教育
	機体質量3t以上		技能講習
ブルドーザ	機体質量3t未満	—	特別教育
	機体質量3t以上		技能講習
モータグレーダ	機体質量3t以上	大型特殊免許	技能講習
キャリアダンプ	機体質量1t未満	小型特殊及び 大型特殊免許	特別教育
	機体質量1t以上		技能講習
ローラー(振動 / タイヤ / マカダム)		小型特殊及び 大型特殊免許	特別教育
クローラクレーン*	最大吊上げ荷重1t未満	—	特別教育
	最大吊上げ荷重1t以上5t未満		技能講習
クレーン付トラック*	最大吊上げ荷重1t以上5t未満	中型免許及び 大型免許	技能講習
高所作業車	作業床高さ2m以上10m未満	普通免許及び中型免許 (車両搭載車)	特別教育
	作業床高さ10m以上		技能講習
フォークリフト	最大荷重1t未満	小型特殊及び 大型特殊免許	特別教育
	最大荷重1t以上		技能講習
玉掛作業*	最大吊上げ荷重1t未満	—	特別教育
	最大吊上げ荷重1t以上		技能講習

※クレーン作業にあたり、玉掛作業者は吊り上げ荷重の区分により「玉掛技能講習」「玉掛特別教育」の修了証が必要となります。

※法改正等により、必要運転資格や機械区分等が変更になる場合があります。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

登録No.付
レンタル機専用

お客様提出用

車両事故報告書

(人 身 ・ 物 損)

お客様会社名		当社担当営業所	
日 時	年 月 日 ()	○AM ○PM	時 分
事故車両	車種名 :	登録No. :	(管理No.)
事故場所(住所)		届出警察署	
機械貸出先	会社名 :		TEL

自動車補償制度	○加 入	○非 加 入
---------	------	--------

お客様事故窓口

会社名		名 前		TEL	
-----	--	-----	--	-----	--

①お客様事故窓口担当者様へはベストクリエイトから直接、状況等の確認および問合せをいたします。

当 社 車 両	運 転 者 名※	
	住 所 (電 話)	TEL
	会社名 (所 属)	所 属
	住 所 (電 話)	TEL
	損害・ケガの程度	
	保険会社および代理店	東京海上日動火災保険(株)『ベストクリエイト』 TEL 03-5733-7788
	同 乗 者	

相 手 方 車 両	運 転 者 名※	
	事 故 車 両	車種名 : 登録No.
	住 所 (電 話)	TEL
	会社名 (所 属)	所 属
	住 所 (電 話)	TEL
	損害・ケガの程度	
	保険会社および代理店	TEL
	同 乗 者	
	修理工場(電話)	TEL

※免許証コピーを添付願います。 盗難受理No. 盗難届申告者名

事故概要

事故概略図

注意事項

1. 略図が書ききれない場合は別紙記載の上添付して下さい。
2. 事故発生翌日には報告書を提出して下さい。
3. お客様の個人情報につきましては、補償制度使用の対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係機関への確認を含む)等を行うために利用させていただきます。



株式会社小松土木通商

〒923-0802 石川県小松市上小松町丙 97-1

TEL.0761-23-0135 FAX.0761-23-0128

<https://kdt-jp.com>